

令和3年 No24

○東京学芸大学教員選考等の一部を改正する規程の制定

改正理由

こどもの学び困難支援センターの設置に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

こどもの学び困難支援センターの設置に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理し、教育研究評議会には報告事項とする。

東京学芸大学教員選考規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和3年3月25日

国立大学法人東京学芸大学長

國 分 充

令和3年規程第12号

東京学芸大学教員選考規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号）
- (2) 東京学芸大学客員教授等選考規程（平成9年規程第5号）

東京学芸大学教員選考規程の一部改正について

改正理由：こどもの学び困難支援センターの設置に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （用語の定義） 第11条 〔省略〕 2～5 〔省略〕 6 この規程において「センター」とは，次世代教育研究センター，留学生センター，保健管理センター，ICTセンター，学生支援センター，環境教育研究センター，国際教育センター，特別支援教育・教育臨床サポートセンター，理科教員高度支援センター，<u>教育インキュベーションセンター，教員養成開発連携センター及びこどもの学び困難支援センター</u>をいう。 7 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，令和3年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 （用語の定義） 第11条 〔省略〕 2～5 〔省略〕 6 この規程において「センター」とは，次世代教育研究センター，留学生センター，保健管理センター，ICTセンター，学生支援センター，環境教育研究センター，国際教育センター，特別支援教育・教育臨床サポートセンター，理科教員高度支援センター，<u>教育インキュベーションセンター及び教員養成開発連携センター</u>をいう。 7 〔省略〕 〔省略〕

東京学芸大学客員教授等選考規程の一部改正について

改正理由：こどもの学び困難支援センターの設置に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (定義) 第2条 〔省略〕 2 この規程において「センター」とは，次世代教育研究センター，留学生センター，保健管理センター，ICTセンター，学生支援センター，環境教育研究センター，国際教育センター，特別支援教育・教育臨床サポートセンター，理科教員高度支援センター，<u>教育インキュベーションセンター，教員養成開発連携センター及びこどもの学び困難支援センター</u>をいう。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，令和3年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 (定義) 第2条 〔省略〕 2 この規程において「センター」とは，次世代教育研究センター，留学生センター，保健管理センター，ICTセンター，学生支援センター，環境教育研究センター，国際教育センター，特別支援教育・教育臨床サポートセンター，理科教員高度支援センター，<u>教育インキュベーションセンター及び教員養成開発連携センター</u>をいう。 〔省略〕